第五十二条第一号中「他局及び」を「スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第六十条を削り、第一章第二節第三款第六目中第六十一条を第六十条とし、第六十二条を第六十一条とし、第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を削り、第六十五条を第六十三条とし、第六十六条を第六十四条とし、第六十七条を削り、第六十八条を第六十五条とし、第六十九条を第六十六条とし、同款第七目中第七十条を第六十七条とし、第七十一条から第七十七条までを三条ずつ繰り上げる。

第一章第二節第三款第八目を削る。

第一章第三節中第八十五条を第七十五条とする。

第八十六条第一項第一号中「次に掲げる重要事項」を「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「前号イ及びロに掲げる」を「前号に規定する」に改め、同項第五号中「、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項」を「及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）」に改め、同条を第七十六条とし、第八十七条を第七十七条とし、第八十八条を第七十八条とし、第八十九条を第七十九条とし、第一章第四節中第九十条を第八十条とし、第九十一条を第八十一条とする。

第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第一款及び第二款の款名並びに同款第一目から第三目までの目名を削る。

第九十二条を第八十二条とし、同条の次に次の章名、一節、節名及び款名を加える。

第二章　外局

第一節　スポーツ庁

第一款　特別な職

（次長）

第八十三条　スポーツ庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第八十四条　スポーツ庁に、審議官一人を置く。

2　審議官は、命を受けて、スポーツ庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第二款　内部部局

（課及び参事官の設置）

第八十五条　スポーツ庁に、次の五課及び参事官二人を置く。

政策課

健康スポーツ課

競技スポーツ課

国際課

オリンピック・パラリンピック課

（政策課の所掌事務）

第八十六条　政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツ庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　スポーツ庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三　表彰及び儀式に関すること。

四　機密に関すること。

五　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

六　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

七　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

八　スポーツ庁の保有する情報の公開に関すること。

九　スポーツ庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十　スポーツ庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十一　広報に関すること。

十二　スポーツ庁の機構及び定員に関すること。

十三　スポーツ庁の事務能率の増進に関すること。

十四　スポーツ庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十五　スポーツ庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十六　スポーツ庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十七　スポーツ庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

十八　庁内の管理に関すること。

十九　スポーツ庁の行政の考査に関すること。

二十　スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十一　スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二十二　スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十三　学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二十四　学校における体育及び保健教育の基準の設定に関すること。

二十五　全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）に関すること。

二十六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十七　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

二十八　スポーツのための助成に関すること（健康スポーツ課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二十九　スポーツ振興投票に関すること。

三十　スポーツ庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

三十一　スポーツ審議会の庶務に関すること。

三十二　独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。

三十三　前各号に掲げるもののほか、スポーツ庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（健康スポーツ課の所掌事務）

第八十七条　健康スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツ（学校における体育を除く。次号、第五号及び第六号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（競技スポーツ課、オリンピック・パラリンピック課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　スポーツのための補助に関すること（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

四　全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること（政策課、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。

六　スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）。